

地方公営企業法の適用に関する実務研究会

中 間 ま と め

平 成 2 6 年 1 0 月

地方公営企業法の適用に関する実務研究会 中間まとめ

第1. 本研究会の目的

(研究の背景)

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととされている（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条）。このため、地方公営企業の会計制度については、一般会計と異なり、企業性を発揮する環境を整備することに特に留意されている。即ち、経済的活動の結果である損益を適切に検証するとともに、複雑かつ多方面にわたる経済活動を総合的一覧的に把握するために、民間企業の会計基準に近い形で財務諸表等を策定する独自の制度（公営企業会計制度）が地方公営企業法の財務規定（第3章）等として規定されている。

公営企業会計制度（財務規定等）は、近年、累次の改正（関係法令等の改正）が行われ、企業会計基準とのより一層の整合が図られてきたところである。しかしながら、財務規定等が適用される事業の範囲については、財務規定等を含む地方公営企業法の規定の全部が当然に適用される事業（水道事業等の7事業）、財務規定等のみが当然に適用される病院事業、地方公共団体の任意で同法の全部又は一部（財務規定等）が適用されるそれ以外の事業の3類型に分けられている中で、任意で適用している事業は、下水道事業で14.8%、簡易水道事業で3.3%にとどまっている（平成25年度末時点）。

現在、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、地方公営企業の経営環境は厳しさを増しつつある。こうした中で、住民生活に必要なサービスを提供する地方公営企業が、安定的に事業を継続するためには、自らの経営・資産等の状況を的確に把握し、それを踏まえて経営基盤の計画的な強化（施設・設備への投資の合理化や適切な維持・管理、財源の更なる確保、徹底した効率化等）と財政マネジメントの向上等に取り組むことが必要である。地方公営企業が自らの経営・資産等の状況をよりの確に把握するためには、財務規定等の適用により公営企業会計を導入することが求められることから、公営企業会計を導入していない地方公営企業にあっては、その必要性が特に高まっているところである。

(取組の考え方と研究の目的)

総務省においては、従前より、公営企業会計を導入していない地方公営企業に対して、その全部又は一部の任意での適用を推進してきたところであるが、これらの事情を踏まえて、平成25年7月に「地方公営企業法の適用に関する研

研究会」を設置し、平成 26 年 3 月に報告書を取りまとめている。

同報告書においては、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後の「ロードマップ」を示すことや、財政的支援の強化などとともに、移行事務、移行体制の整備に係る支援強化が必要とされている。特に、財務規定等の適用により必要となる固定資産情報の整理、固定資産台帳の整備等には、一定程度の費用や手間がかかることが想定されることを前提として、整備手法、台帳記載方法、活用方法等について検討を行い、マニュアル等でその手順を示すことが必要との指摘がなされている。

本研究会は、これらの点を踏まえて、地方公営企業法の適用に当たっての実務的な取扱いについて整理を行うものである。

(最近の動き)

公営企業会計の適用拡大については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(骨太の方針 2014) (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) において、地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化や地方財政改革の推進等のために「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」「公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことをはじめ適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化等を図る。」「地方公共団体における PPP/PFI の推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者による PPP/PFI 事業への参入を促進する。」旨が明記されているところである。

総務省は、「骨太の方針 2014」等を踏まえて、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日付け総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知) を策定し、地方公共団体に対して周知している。同通知において、経営環境が厳しさを増す中で、地方公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続するためには、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく計画的な経営基盤の強化等に取り組むことを求めるとともに、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用すること、中でも、簡易水道事業及び下水道事業については、基本的に公営企業会計を導入することが必要であること等を要請している。

あわせて、今後の公営企業会計適用(財務規定等適用)拡大についての総務省の取組の考え方を取りまとめた「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を地方公共団体に対して送付するとともに、公表し広く周知を図っている。

第2. 「中間まとめ」について

(地方公営企業法適用拡大のスケジュール等)

本研究会は、平成26年6月の設置以降、財務規定等の適用に取り組むに当たっての実務的な論点整理や先進事例の調査等を行っているところであり、平成26年度中に最終的な成果を取りまとめる予定である。

総務省が平成26年8月29日に公表した「ロードマップ」においては、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計の適用拡大の集中取組期間とするとともに、人口3万人以上の地方公共団体が行う下水道事業及び簡易水道事業については同期間中に移行し、人口3万人未満の地方公共団体においてもできる限り移行することとしている。

また、その他の事業についても、地方公共団体の実情に応じて移行を推進することとしているところである。

なお、平成27年1月頃に、これらの点について、正式に要請する予定としている。

各地方公共団体は、この「ロードマップ」も踏まえて、公営企業会計の導入が可能となるように、速やかに取組を開始することが望まれる。

(法適用に向けた各地方公共団体の作業)

財務規定等を適用する際には、地方公共団体に相当程度の事務量(作業量)が生じることが見込まれるところであり、また、公営企業会計等についての専門的知見・ノウハウ等が必要となる。このため、地方公共団体が円滑かつ確実な財務規定等の適用に取り組むためには、自らの実情に応じて、財務規定等の適用への移行事務を処理するために必要な期間を見込み、予算、人員等を確保することが必要となる。

移行事務の処理に当たっては、既に財務規定等を適用している先行団体の事例を参考とすることが有効である。

また、先行団体においては、人員の確保や諸準備の状況等によって、代替的な手段として外部からの支援(業務委託等)による専門的知見・ノウハウ、人員等を活用している例も見受けられるところである。このような場合、合理的な仕様書の策定や地方公共団体による適正な業務の管理・監督、経営・資産等の情報の確実な整理・提供等に留意することが必要である。

(「中間まとめ」の趣旨)

これらのことを踏まえて、本研究会においては、地方公共団体が財務規定等

を適用していない地方公営企業、特に簡易水道事業、下水道事業について、財務規定等を適用するために必要な移行事務の全体像や規模、中でも事務負担が多いとされる固定資産情報の整備について、先行団体の多様な状況についても留意した上で、基本的な考え方、標準的な水準、手順・留意点等を「中間まとめ」として取りまとめたところである。

各地方公共団体は、本「中間まとめ」を参考として、速やかに移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に着手し、公営企業会計の適用拡大を円滑に進めることが望まれる。

あわせて、先行団体にあっても、本「中間まとめ」を参考として、固定資産台帳等のより一層の充実・精度向上等に取り組み、公営企業の経済性の更なる向上に努められることが強く期待される。

また、財務規定等適用の検討に当たっては、地方公営企業法の全部を適用することによる経営の機動性・自由度向上等についても、特に留意することが望ましい。

第3. 移行事務の全体像と必要な期間等

1 移行事務の全体像

地方公営企業法の財務規定等を適用していない事業、特に簡易水道事業・下水道事業に地方公営企業法の全部又は一部を適用する手順については、簡易水道事業は平成15年3月に策定された「簡易水道事業法適化マニュアル」（総務省策定）において、下水道事業は昭和63年3月に策定された「下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル」（自治省策定）において、それぞれ示されているところである。

両マニュアルとも、策定から相当程度の年数が経過しており、その間に様々な制度改正、新技術の導入等が行われているところである。しかしながら、移行事務の全体像については現行諸制度に照らしても妥当なものと考えられるところであり、現時点においても、財務規定等の適用に取り組む地方公共団体の参考となるものと考えられる。

※ 本研究会においても、今後、新たなマニュアルの策定について調査・検討を行う予定である（第6章参照）。

両マニュアルにより示されている移行事務の概要は次のとおりである。

① 基本方針の策定

対象事業（どの事業に適用するか）・対象範囲（地方公営企業法の全部を適用するか一部を適用するか（財務規定等のみを適用する））の検討、先行団体・先進事例等の研究、移行体制の検討（人員、予算等の検討と担当部局への要求等。また、外部事業者への委託を行う場合には予算の要求や仕様書の検討等。）、スケジュールの検討、庁内他部局との調整、移行に必要な資料の確認等を行い、基本方針として取りまとめる。

② 固定資産情報の整備（固定資産の評価と固定資産台帳の作成）

固定資産情報の整備に係る基本方針の策定（固定資産台帳への資産の登録単位・記載項目等の検討、固定資産台帳の様式検討、固定資産台帳整備スケジュールの検討等）、固定資産の関係書類等の整理・準備、固定資産の調査・評価・取得価額算定・帳簿価額算定、固定資産情報の台帳への記載、記載情報の更新に係る検討等を行う。

③ 規程整備、予算編成、各種事務手続き等の実行

事業の執行体制・組織等の検討と設置（全部適用の場合）、条例・規則等の制定・改廃、企業会計方式による予算編成（予算科目・勘定科目等の確定、繰出金の検討等）、出納・収納取扱金融機関の指定、打ち切り決算、事務引き継ぎ、事業の開始に係る総務大臣への報告等を行う。

また、両マニュアルには記載されていないが、現在の地方公営企業における財務規定等適用に当たっての重要な事務として、以下の事務が存在する。

④ 財務会計システムの整備（企業会計システム、固定資産情報管理システム等）

システム整備方針の策定（組織・業務を勘案した上で、既存システムの活用・新規導入・他のシステムとの連携、入力データの更新等について検討）、システムの構築、他のシステムとの連携等を行う。

移行の実務においては、基本方針の策定（上記①）後、固定資産情報の整備（上記②）、規程整備、予算編成、各種事務手続き等の実行（上記③）、財務会計システムの整備（上記④）を同時に、また、相互に連携させながら進めることになる。

※ 移行事務の手順・スケジュール等の一例として、北海道安平町簡易水道事業における財務規定等適用（平成 24 年度から）、岡山県備前市下水道事業における財務規定等適用（平成 26 年度から）におけるスケジュール等を示す（別添資料参照）。

2 移行事務の処理に要する期間等

既述のとおり、地方公営企業法非適用事業に地方公営企業法の全部又は一部を適用し、公営企業会計を導入するためには、相当程度の事務量が生じることから、円滑に適用するためには、移行事務を処理するための期間、予算、人員等を確保することが必要となる。

これらの必要量は、適用する事業が保有する資産の規模、提供するサービスの規模・内容、非適用時における固定資産情報等の整理状況、適用に当たって整備する情報や構築するシステムの水準等により大きく変化するものであり、定量的に示すことは困難である。このため、公営企業会計の適用に取り組む地方公共団体にあつては、先行団体・先進事例等も参考として、速やかに適用に要する事務量を把握することが必要であり、それを基に必要となる期間を見込み、予算（費用）、人員等の確保に取り組むことが求められる。

なお、「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書においては、平成 16 年度から平成 25 年度までの間に地方公営企業法を適用した企業について、移行に要した期間等が取りまとめられている。

これによると、移行作業全体の平均期間は 2 年 7 カ月となっており、作業別の平均期間は、準備体制の検討等の基礎調査に 1 年、資産調査に 2 年、条例の改正等の移行事務に 1 年 5 カ月、システム整備に 1 年 5 カ月という結果であった（期間の重複あり）。地方公共団体の規模別では、資産規模が大きい都道府県・政令市において長い期間を必要とする傾向が見受けられ、平均 2 年 11 カ月（流域下水道事業・公共下水道事業の移行期間は平均 3 年 10 カ月。）となる一方で、人口 1 万人以下の市区町村は平均 1 年 9 カ月であった。

第 4. 固定資産情報の整備

地方公営企業は、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生的事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならないこととされている（地方公営企業法第 20 条第 2 項）。このため、地方公営企業法非適用事業が地方公営企業法の全部又は一部を適用するに当たっては、固定資産情報を

一定の基準（整理基準及び評価基準）に従って適切に整理した上で、現在の経済的価値等を明確にした固定資産台帳を整備しなければならない。また、適用後、固定資産に異動が生じた場合には、適宜更新しなければならない。

総務省においては、固定資産台帳の様式例（「地方公営企業の会計規程（例）について」（平成24年10月19日付総務省自治財政局公営企業課長通知））等を示しているところであるが、固定資産情報整備についての具体的な基準、ガイドラインは示されていない。地方公共団体の財務規定等の適用を円滑化するため、本「中間まとめ」において、固定資産情報の整備について、基本的な考え方、標準的な水準、これらを踏まえた整備に係る手順・留意点等を以下のとおり取りまとめる。

1 基本的な考え方

地方公営企業が企業性を発揮し、効率的な経営を行うためには、当該地方公営企業の貸借対照表を適切な形で作成し、固定資産をはじめとする保有資産の現在の経済的価値を適正に明らかにするとともに、損益計算書を適切な形で作成し、投資資金の期間配分額を明らかにすること等により適正な原価計算を行うことが必要である。

また、今般、財務規定等の適用による公営企業会計の導入を集中的に推進する主な目的は、自らの経営・資産等の現状を的確に把握することで、人口減少、施設・設備の老朽化等の急速な進展等により経営環境が厳しさを増す中において、地方公営企業が住民サービスを安定的に供給し続けるために必要となる計画的な経営基盤整備を行うための基礎情報とすることである。具体的には、固定資産情報を適切に整備し、当該地方公営企業が保有する固定資産の現状（施設の老朽化等の状況）を適正に把握することで、計画的な施設・設備の更新、適切な資産の維持・管理等に資するものである。

このことは、議会・住民に対する経営情報の説明・開示にも資するものであり、また、このような情報を得られる財務会計とすることにより、民間事業者がPPP/PFI事業へ参入するための環境を整えることにも役立つものと考えられる。

このため、財務規定等を適用し、固定資産情報を固定資産台帳として整備するに当たっては、貸借対照表・損益計算書の作成を適正に行うことができることを基本として、資産の状況（施設の老朽化等の現状）を合理的な水準で把握することが必要である。

一方で、「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書等に示されているとおり、地方公共団体が固定資産台帳を整備するためには相当程度の事務量が生じ、また、財務規定等適用後に行う固定資産台帳のメンテナンス（固定資産情

報の追加登録、異動、抹消等)についても、システム導入等による省力化等に取り組むとしても、一定の業務量が生じる。

このため、固定資産台帳の整備・更新等に係る地方公共団体の予算(費用)、人員等の負担を合理的なものとするためには、固定資産台帳への登録単位・記載項目等について、過度に精緻な水準を求めるべきではなく、財務規定等を適用する趣旨・目的に照らして妥当と考えられる水準であれば足りることとするべきと考えられる。

これらのことを踏まえて、固定資産台帳の整備に当たっては、公営企業の経営への固定資産台帳記載情報の活用を見据えた上で、財務規定等を適用する趣旨、目的に照らして許容し得る水準の精度(登録単位・記載項目)であり、かつ、固定資産台帳の整備・更新が地方公共団体にとって過度の負担とならないために実施可能性に配慮した水準の精度(登録単位・記載項目)であることを基本的な考え方とすることが妥当である。

なお、当然ながら、地方公共団体が自らその必要性を認識して、自主的により精緻な固定資産台帳を作成することは差し支えない(例えば、コンセッション方式を含む PPP/PFI や高度なアセットマネジメントのより円滑な導入に向けた環境整備のために、精緻な固定資産台帳を整備すること等)。

2 固定資産台帳への登録単位

(1) 標準的な登録単位

固定資産台帳に登録する資産の単位(登録単位)については、上記1の基本的な考え方を踏まえて、貸借対照表を作成するための保有資産の現在の経済的価値の把握と、損益計算書を作成するための投資資金の期間配分額の算定を適切に行うことを基本として、資産の現状把握が合理的な水準となるよう設定することが必要である。

登録単位は、後述する記載項目以上に固定資産台帳の整備に要する費用、人員、期間等に及ぼす影響が強く、必要以上に精緻な水準で設定した場合には、地方公共団体は固定資産台帳の整備に膨大な費用、人員、期間等が必要となる。

このため、財務規定等を適用し、固定資産台帳を整備することの趣旨、目的に反しない範囲で、地方公共団体の実施可能性に配慮した登録単位とすることが必要と考えられる。

これらのことを勘案して、固定資産台帳への登録単位については、下記のとおり設定することを標準とする。

① 固定資産の種別及び取得年度に応じて分類する。

ここでいう資産種別とは、「地方公営企業法施行規則」(昭和27年総理府令

第73号)別表第2号及び「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」(平成24年10月19日付総財公第99号)別紙2の「細目」に対応した、耐用年数を基にした分類である。

耐用年数や取得年度が異なる資産を同一の単位で登録した場合には、減価償却の額を適切に算定できないため、貸借対照表や損益計算書を適切に作成することが困難となる。このため、これらを区分して登録することが固定資産台帳整備の必要不可欠な要素となるものである。

これは、固定資産の耐用年数及び取得年度に応じて分類すれば、貸借対照表や損益計算書を適切に作成することが可能となるということでもある。このため、固定資産の種別が異なっても、耐用年数、取得年度が同じであり、管理を一体的に行っている固定資産(例えば、一体的に管理している下水道の管渠と人孔と柵、上水道の浄水設備と配水設備等。)については、固定資産台帳への登録も一体的に行って差し支えないものと考えられる。

② 上記①の分類に加えて、各地方公営企業が自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な水準と考えられる、より合理的な分類区分(例:工事、取替、設計、管理、区域等)を設定し、当該区分で分類する。

上記①の分類を前提として、固定資産の現状を適切に把握することが可能となる登録単位を設定することが必要であるが、地方公営企業における固定資産の整備・管理等の実態は多様である。従って、将来の更新投資の必要性・規模等の基礎情報を把握することが可能な水準の登録単位について、全国一律で合理的な分類区分を設定することは困難であると考えられる。

このため、各地方公営企業が自らの整備・管理の実情等を踏まえて、固定資産台帳を活用する用途や固定資産台帳のメンテナンス等も考慮しつつ、合理的な分類区分を設定し、それに応じて固定資産を分類することが妥当である。

なお、各地方公共団体が分類区分を設定するに当たっては、固定資産台帳を整備する手順にも留意した区分とすることが合理的である。例えば、固定資産台帳を整備する際に、契約書等を基に資産の取得に要した金額を把握し、その金額を資産種別に応じて仕分ける手順を一般的な手順としている地方公共団体においては、固定資産情報を「工事」ごとに分類して、固定資産台帳に登録することが合理的と考えられる。

(2) 移行時の取扱い

地方公営企業法非適用事業から適用事業への移行時(財務規定等の適用時)

においては、それまでに整備した膨大な固定資産について、固定資産台帳への登録を行わなければならない。このため、地方公共団体の実施可能性、固定資産台帳整備に要する経費や期間等にも留意し、過去に取得した固定資産の情報の把握が困難な状況等にある地方公共団体は、固定資産の種別及び取得年度に応じた分類（上記①の分類）のみを行うという簡易的な手法を採用することもやむを得ないものと考えられる。

なお、移行後に取得した固定資産については原則どおりに記載し、長期的には適切な水準で固定資産台帳が整備されるように留意することが必要である。

3 固定資産台帳への記載項目

(1) 標準的な記載項目

固定資産台帳に記載する項目については、固定資産台帳への登録単位と同様に、上記1の基本的な考え方を踏まえて、貸借対照表を作成するための保有資産の現在の経済的価値の把握と、損益計算書を作成するための投資資金の期間配分額の算定を適切に行うことが可能となることを基本として、資産の現状把握を合理的な水準で行うことができるように、以下の項目を標準とする。

① 固定資産台帳において個別の固定資産を特定するとともに、その現状を把握するために必要な項目

番号、名称、所在地・保管場所、固定資産番号・種別・区分（固定資産勘定科目）、構造・形状寸法・能力、用途、工事番号・契約番号・図面番号、リース区分

これらの項目については、各地方公共団体の実情に応じて、資産の現状把握を行うことが可能である前提で、固定資産台帳における固定資産情報の一覧性を損なわない範囲において、固定資産台帳と資産の管理台帳等の連携、コードでの管理等による記載の合理化、簡略化等が可能である（特に、固定資産台帳等をシステム化した場合には、大幅な合理化、簡略化が可能である。）。

なお、固定資産台帳への登録単位によって、記載すべき項目に差異が生じることがあり得るものである（例えば、登録単位を管理ごと、区域ごとにまとめて設定した場合には、個別の管渠の構造・形状寸法・能力を詳細に記載することは困難である。）。

さらに、各地方公共団体の実情に応じて、詳細な資産の現状（所属、詳細な数量や面積、地目、階数、耐震化の有無等）を記載することで、資産の現状把握をより精緻に行うことが可能となる。

② 資産の現在の経済的価値の把握、投資資金の期間配分額（減価償却費）の算定のために必要な項目

帳簿価額、取得年月日・供用開始年月日（取得と供用開始の時期が異なる場合）、取得原因、取得価額、取得財源、耐用年数、経過年数、残耐用年数、減価償却率、減価償却額、減価償却累計額、整理科目（勘定科目）、除売却情報

これらの項目は、固定資産台帳整備の目的である貸借対照表・損益計算書作成を適正に行うために必要であるとともに、固定資産の老朽化の状況等を把握するために活用可能である。

なお、セグメント情報、減損グループ、会計区分、予算執行科目、財産区分（行政財産・普通財産）、売却可能区分・時価（売却価額や再調達価額）等を記載することにより、資産の経済的価値・現状等をより適切に反映した固定資産台帳を整備することが可能となる。

③ 期間配分額（長期前受金戻入）算定のために必要な項目

長期前受金の額、長期前受金戻入額、長期前受金収益化累計額、長期前受金残存価額

別の帳簿における管理等、他の手法により長期前受金戻入額等を把握することが可能である場合には、これらの項目が固定資産台帳に記載されていなくとも差し支えない。

④ 資産の経済的価値等に異動が生じた場合にその内容を正確に把握するために必要な項目

増減情報（増減が生じた年月日、増減理由（修繕・改修等（部分的に行うものを含む。）を行っている場合にはその内容を含む。）、増減額、増減内訳）

固定資産情報を異動させない修繕、改修等を行った場合にも、その内容を付記することにより、固定資産の現状をより精緻に把握することが可能となる。

（2）移行時の取扱い

固定資産台帳への登録単位と同様に、地方公営企業法非適用事業から適用事業への移行時（財務規定等の適用時）においては、過去に取得した固定資産の情報が十分に把握できない等の状況にある地方公共団体は、実施可能性にも配慮し、貸借対照表・損益計算書を合理的と考えられる水準で作成するために必

要な項目についての記載は必須であるが、それ以外の項目のうち記載が困難な項目について、省略することもやむを得ないものと考えられる。

なお、移行後に取得した固定資産については原則どおりに記載し、長期的には適切な水準で固定資産台帳が整備されるように留意すべきことも、固定資産台帳への登録単位と同様である。

また、更なる検討が必要な論点として、固定資産取得時からの減価償却計算が行われていなかったため、財務規定等の適用時における固定資産台帳に、減価償却累計額をゼロとして記載されている点が挙げられる。

このため、固定資産台帳や貸借対照表においては、資産取得時からの減価償却累計額（資産の老朽化の状況）を捕捉することが困難であり、資産がすべて新しいものと誤解される懸念もある。

これを避けるため、資産取得時から減価償却が行われてきたものとして算定した減価償却累計額等を記載することが考えられる。

一方で、財務規定等の適用前には減価償却を行っていないことや、地方公営企業が地方独立行政法人へ移行する場合等との制度的均衡等の観点、また、先行団体にとって、減価償却の取扱いの変更は、事務上の負担はもとより、毎年の減価償却費や長期前受金戻入額に差異が生じる場合もあることを考慮する必要がある。

これらのことを踏まえて、本件については、参考情報として固定資産台帳へ減価償却累計額として考えられる金額を記載することも含めて、制度を所管する総務省において更なる検討を行うことが必要である。

4 不明資産の取扱い

固定資産のうち、取得時期又は取得価額が不明な資産（不明資産）については、固定資産台帳の正確性を確保するとともに、財務規定等の適用による公営企業間の経営等の比較を可能とする観点から、統一的な基準により、取得時期・帳簿価額等を設定することが必要と考えられる。

地方公営企業の資産については、別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならないこととされている（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第8条第1項）。これは、保有資産の現在の経済的価値を貸借対照表等により適切な形で明確化するためには、取得原価を基に、減価償却等を行うことにより算定した現在の価額を固定資産の価値とするべきであること等によるものと考えられる。

このため、不明資産についても、「取得時期」「取得価額」を合理的な手法に基づいて推計した上で、経過年数を基に減価償却等を行い、現在の固定資産情報を把握して、固定資産台帳を整備することが必要である。

「取得時期」「取得価額」の推計に当たっては、制度の継続性や地方公共団体の実施可能性にも留意し、「地方公営企業資産再評価規則」（昭和27年総理府令第74号）第6条（取得の時期が不明な資産）・第7条（取得価額の不明な資産）において示されている考え方を基本とすることが妥当である。

それにより難しい実情がある場合には、それ以外の合理的な手法で「取得時期」「取得価額」を算定することが考えられる。

5 固定資産台帳の整備手順等

地方公共団体が地方公営企業法の全部又は一部を適用する際に固定資産台帳を整備する手順等は、地方公共団体の固定資産の状況（固定資産情報の整理情報も含む。）、整備しようとする固定資産台帳の水準等により大きく異なるが、基本的な流れは次のとおりとなるものと考えられる。

I 固定資産台帳整備に係る基本方針の策定

（固定資産台帳を整備するための予算・人員の確保、外部委託等を含む。）

II 固定資産情報の整備

i 関係書類の整理

ii 帳簿価額の算定

- ① 建設改良関係の歳入歳出情報の抽出
- ② 建設改良関係の歳入歳出情報の内訳の把握
- ③ 間接費の各工事等への按分
- ④ 各工事等への情報集約
- ⑤ 受益者負担金の各工事等への按分
- ⑥ 固定資産情報の台帳への登録

III 固定資産台帳登録用データ作成・反映

既述のとおり、固定資産台帳の整備は、固定資産の規模、地方公共団体の体制等に応じて相当の経費や人員、期間等を必要とするため、地方公営企業法の全部又は一部を適用することを決定した地方公共団体にあつては、速やかに固定資産台帳整備に係る基本方針の策定（固定資産台帳を整備するための予算・人員の確保、外部委託の準備（仕様書の作成、予算の確保、支援事業者との交渉等）などを含む。）に着手するべきである。

6 固定資産台帳情報の更新

固定資産台帳整備後においても、地方公共団体は、貸借対照表を作成するための保有資産の現在の経済的価値の把握と、損益計算書を作成するための投資資金の期間配分額の算定を適切に行うことが可能となることを基本として、資産の現状把握を合理的な水準で行うことができるように、固定資産台帳に記載されている固定資産情報を適切に更新することが必要である。そのため、予算・人員の確保、システムの整備・更新等について、継続的に取り組むことが必要である。

なお、固定資産台帳と管理台帳、貸借対照表等を適切な形で接続・連携させることで、固定資産情報の更新を省力化することが可能となる。

第5. その他

1 新たな地方公会計基準との関係

財務規定等の適用と、統一的な基準による地方公会計の整備促進のために、総務省が現在行っている財務書類等についての実務的な検討との関係について、分かりやすく、また、整合したものとなるようにすることが必要である。

2 総務省の支援

総務省は、財務規定等の適用に必要な人員・ノウハウ等が不足している地方公共団体を支援するために、移行体制・財政面の支援の強化、会計情報の整備手法の提示等の適切な施策について、これまで以上に強力に取り組むべきである。

特に、上記第3章（移行事務の全体像と必要な期間等）にも示されているとおり、地方公営企業法非適用事業、特に簡易水道事業・下水道事業に地方公営企業法の全部又は一部を適用する際には、先行団体・先進事例等を参考として取組を進めることが有効である。このため、総務省においては、適用に取り組む地方公共団体が先行団体・先進事例等を参考とすることが円滑な形で可能となるように、情報提供のあり方等の対応を検討するべきである。

また、上記第4章（固定資産情報の整備）において、固定資産情報の整備について標準的な水準等を示しているところであるが、固定資産台帳への登録単位・記載項目等のより具体的な取扱い等について、地方公共団体の円滑な適用を促進するために、固定資産台帳の様式例の改定、質疑応答集の公表等をはじめ、継続的な助言、情報提供等に取り組むべきである。

一方、地方公営企業法の適用拡大に伴う既存制度の見直しの必要性についても、引き続き検討することが必要である。

3 都道府県による市町村の支援

都道府県にあつては、地方公営企業法の全部又は一部の適用に取り組む市町村に対して、実効性のある支援を行うことが必要であり、先進事例の紹介、知見を有する事業者・人材のあつせん（アドバイザーの派遣等）、講習会の開催をはじめとする助言や情報提供等を行うべきである。

第6. 本研究会の今後の検討予定

本研究会は、引き続き財務規定等の適用推進に係る検討を行い、平成26年度中に成果を取りまとめる予定である。

今後、本「中間まとめ」で示した固定資産台帳等の整備についての登録単位・記載項目等の考え方、標準的な水準等について、より具体化するために、調査・検討を行うこととする。

また、地方公共団体が「ロードマップ」を踏まえて、簡易水道事業・下水道事業を中心に財務規定等の適用を円滑に推進することを可能とする必要がある。このため、適用に関する検討に着手する際には、どのような準備を行い、どのような点から検討を開始すれば良いのかなど、適用完了までの業務の流れ（手順、留意点等）について分かりやすい形でマニュアルとして取りまとめるなど、引き続き調査・検討を行うこととする。

簡易水道事業における移行事務の実例【北海道安平町】

(1) 移行概要・移行期間

○ 平成22年度、23年度の2カ年度で実施し、平成24年度から法適化。

※ 水道事業への移行時に全適することを前提に、一部適用(財務適用)を実施。

【民間業者への委託内容】

○ 平成22年度～平成23年度

・固定資産調査・資産評価：決算書類・工事設計関係図書等に基づき調査。

○ 平成23年度

・条例、会計規程等の整備：移行支援業務(委託業務)として実施。

・会計システム整備：全庁的なシステムとは別に、独自のシステムを導入。

(2) 移行に必要なとなった体制

○ 庁内に公営企業会計を実施している部門がないこと、人的手当がなされなかったことから、移行事務は委託により実施。

○ 既存の体制は、水道課内の水道担当(3人)。このうち、事務担当は10年の水道経験。技術担当も20～30年の水道経験を有する者であった。

○ 現金の取扱いなど、会計担当課等との調整が必要となった。

(3) 資産評価手法

○ 工事設計書単位(約1,000件)で整理。

○ 事業創設期からの工事関係図書を保存していたことから、図書を受託業者に貸し出し、不明点を町側で回答する手法により整理。

○ 管路等の位置は、別途整備済みの水道管路台帳システムと連動させることにより正確に把握。

下水道事業における移行事務の実例【岡山県備前市①】

(1) 移行概要・移行期間

○ 平成20年度～22年度、25年度の4カ年度で移行、平成26年度から法適化。

※ 平成20年度～21年度：基本計画策定・資産評価

平成22年度：移行事務(条例整備等)

平成25年度：システム導入等

※ 公共、特環、農集、漁集を法適化(財務規定等適用)。個排は小規模等の理由で除外。

【民間業者への委託内容】

○平成20年度～平成21年度

・基本計画策定：資産調査及び評価方法をまとめた資産評価要領書の作成、法適用範囲の検討から法適用後の資産管理方針を含めた基本計画書の作成。

・固定資産調査及び資産評価：資産評価要領書に基づいた管渠及び処理場施設の資産調査・評価作業の実施及び結果のまとめ。

○平成22年度

・条例・科目設定：法適用のために必要となる条例案等の検討及び作成。

・職員研修：法適用及び企業会計の基礎知識に関する内容についての講習会の開催。

○平成25年度

・システム導入：システムのカスタマイズ、データ変換、当初予算作成等。

・支援業務委託：予算書作成支援等(システム入力は自前で実施)

下水道事業における移行事務の実例【岡山県備前市②】

(2) 移行に必要な体制

- 職員体制は移行開始時から3名で増員はなし。当初は下水道課職員のみで移行事務開始。
- 公営企業法や企業会計についての職員研修の機会への積極的参加、コンサルの支援によりノウハウを蓄積。
- 企業会計に精通した職員配置は無かったが、財政・システムに精通した職員が配置され移行事務がスムーズに。
- 契約担当課等他課との協力体制構築で移行事務がスムーズに。

(3) 資産評価方法

- 管渠については、台帳と資産の照合に要する資料散逸等の状況もあり、1工事1資産として延長のみ資産計上。
- 処理場は台帳があったことから、改築・更新の取替単位を基本に整理。耐用年数の異なる資産ごとに分類。
- 委託先から求められる法適化に必要なデータ・書類を準備できないケースあり(本作業の労力大)。不明資産の評価等にあたっては、下水道協会発行の法適化の手引き等を参照したり、コンサルに相談するなどして対応。

「地方公営企業法施行規則」(昭和27年総理府令第73号)別表第2号

第七編 地方自治 (地方公営企業法施行規則)

別表第二号(第十四条及び第十五条関係)(昭三八自省令三二・令改、昭四〇自省令五・昭四二自省令二・昭四五自省令三三・昭四九自省令一九・昭五〇自省令五・昭五一自省令三三・平一〇自省令三八・平一三総省令五六・平一四総省令六・一部改正)

有形固定資産の耐用年数

種類	用途又は用	細目	耐用年数(年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	五〇
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの	四七
		病院用のもの	三九
		変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	三八
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	二四
		塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二一
		その他のもの	三一
		冷蔵倉庫用のもの	三八
		事務所用のもの	四一
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの	三八
		病院用のもの	三六

五三四二

変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	三四
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	二二
塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二〇
その他のもの	三〇
冷蔵倉庫用のもの	二〇
事務所用のもの	三八
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの	三四
変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	三一
病院用のもの	二九
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	二〇
塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二〇
その他のもの	二六
冷蔵倉庫用のもの	一九
その他のもの	三一

A [日法九七七二・三] ㊦

種類	用途又は用	細目	耐用年数(年)
金属造のもの	肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下に限るもの	事務所用のもの	三〇
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの	二七
		変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	二五
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	二四
		塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	一五
		その他のもの	二四
金属造のもの	肉厚が三ミリメートル以下に限るもの	事務所用のもの	二二
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの	一九
		変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	一九
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	一七
		塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	一二
		その他のもの	一七
木造又は合成樹脂造のもの		事務所用のもの	二四
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの	二二
		病院用のもの	一七

A [日法九七七二・三] ㊦

建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	耐用年数(年)
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	二二
	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの	二〇
		一五
変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	一五
		一四
簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
		七
蓄電池電源設備	掘立造のもの及び仮設のもの	一六
		一五

第七編 地方自治 (地方公営企業法施行規則)

五三四三

給排水又は衛生設備及びガス設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	昇降機設備	消火、排煙又は災害報知設備並びに格納式避難設備	店用簡易装	可動間仕切り	前掲のもの及び前掲の区分によらないもの	水道用又は工業用水道用のもの	構築物
一五	二五、 一三、 一五	エレベーター エスカレーター	冷房設備(冷凍機の出力が二 二キロワット以下のもの) その他のもの		簡易なもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備	
					三	一五 一三 一八	六〇 六〇 五〇 四〇	

橋りよう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	木造のもの	配水管	配水管附属設備	えん堤	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	れんが造又は石造のもの	土造のもの	貯水池	高架水そう	鉄筋コンクリート造のもの	金属造のもの	木造のもの	さく井	電信電話線	その他	鉄筋コンクリート造のもの	コンクリート造又はれんが造のもの	石造のもの	金属造のもの	木造のもの	軌条及びその附属品
六〇	四八	一八	四〇	三〇	四〇	八〇	五〇	四〇	三〇	四〇	二〇	四〇	二〇	一〇	一〇	三〇	六〇	六〇	四〇	五〇	五〇	四〇	二〇

A [日法九七七二・三] ⑩

A [日法九七七二・三] ⑩

軌道用のもの	まくら木	木製のもの	コンクリート製のもの	金属製のもの	分岐器	電信電話線及び電灯電力線 信号機	送配電線及びびき電線	電車線及び第三軌条	帰線ポンド	電線支持物(電柱及び腕木を除く。)	木柱及び木塔(腕木を含む。)	架空索道用のもの	その他のもの	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔(支持物を含む。)	(架空索道用のものに限る。)	前掲以外のもの	線路設備	軌道設備	道床	その他のもの	土工設備	橋りよう
八	二〇	二〇	二〇	一五	三〇	三〇	四〇	二〇	五	三〇	一五	二五	一五	二五	四〇	六〇	一六	一六	五七	五七	五七	五七

鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	れんが造のもの	その他のもの	その他のもの	停車場設備	電路設備	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	踏切保安又は自動列車停止設備	その他のもの	その他のもの	水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る。)	汽力発電用のもの(岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。)	送電用のもの	地中電線路	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	発電用又は送配電用のもの
五〇	四〇	一五	六〇	三五	三〇	二一	三二	四五	二一	二一	四九	五七	四一	二五	三六	三六	四一

配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチニューマルス敷のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く) 煙突及び焼却炉 へい その他のもの	コンクリート造又はブロック造のもの(前掲のものを除く) やぐら及び貯水池 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル及び水そう へい その他のもの
五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五	一五 一〇 三	六〇 三〇 三五 七五 五〇 六〇	四〇 三〇 一五 〇

れんが造のもの(前掲のものを除く) 防壁、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉及びへい 塩素その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	石造のもの(前掲のものを除く) 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤及び貯水池 へい その他のもの	土造のもの(前掲のものを除く) 防壁、堤防、防波堤及び自動車貯水池 へい その他のもの	金属造のもの(前掲のものを除く) 橋りよう(はね上げ橋を除く) はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 送配管 铸铁製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 水そう及び油そう
五〇 二五 七	五〇 三五 五〇	四〇 三〇 二〇 四〇	四五 四五 二五 三〇 一五 二〇

A [日法九七七二・三三] ⑩

電気設備 汽力発電設備 内燃力発電設備 蓄電池電源設備 その他 ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備	水道用又は工業用水道用設備 木造のもの(前掲のものを除く) 橋りよう、塔及びやぐら 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう及びへい その他のもの 主として木造のもの その他のもの	合成樹脂造のもの(前掲のものを除く) 井戸、橋、煙突、焼却炉、打込みレール その他のもの	鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの つり橋、煙突、焼却炉、打込みレール その他のもの
一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五	一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五	一〇 四五	二五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五

A [日法九七七二・三三] ⑩

計測設備 計量器 量水器 その他の計量器 荷役設備 修繕検査設備 その他 主として金属造のもの 主として木造のもの	鉄道又は軌道事業用変電設備 列車遠隔又は列車集中制御設備 通信設備(給電用指針を含む) 鋼索鉄道又は架空索道設備 自動車修理用設備 修理工場又は機械工場用設備 修理用の自動車	鋼索 その他の設備	計測設備 計量器 量水器 その他の計量器 荷役設備 修繕検査設備 その他 主として金属造のもの 主として木造のもの
一〇 一八 一〇 一〇 一七 一七 一七 一七 一七 一七	二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇	二 三 二 二 二 二 二 二 二 二	八 七 七 七 七 七 七 七 七 七

のを除く)	水力発電設備	汽力発電設備	内燃力又はガスタルビン発電設備	蓄電池電源設備	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	天然ガス鉱業設備	天然ガス圧縮処理設備	石油又は液化石油ガス貯蔵設備(貯蔵を除外)	石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製)
					需用者用計器 柱上変圧器 その他の設備	坑井設備 掘さく設備 その他の設備			
	二二	一五	一五	六	一五 一八 二二	二五 三	一〇	一三	一〇

又はガス事業用特定ガスを発生設備を含む)	ガス事業用供給設備	クリーニング設備	給食用設備	前掲の機械及び装置並びに前掲のもの	及び前掲のもの	鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む)	車両及運搬用具
ガス導管 鑄鉄製のもの その他のもの 需用者用計量器 その他の設備				主として金属製のもの その他のもの		電気又は蒸気機関車 電車 内燃自動車(制御車及び付随車を含む) タンク車及び特殊構造車 その他のもの 鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの	
二二 二三 二三	二二 一五	七	九	一七 八		一八 三 一 一	一〇 一五 二〇 一五

A [日法九七七二・三] ⑩

船舶	船舶法(明鋼船)	自動車	その他のもの 線路建設保守用工作車 無軌条電車 その他のもの	その他のもの 特殊自動車 運送事業用自動車 その他の自動車 小型車(総排気量が〇・六六リットル以下のものをいい、二輪又は三輪自動車を除く) 二輪又は三輪自動車 その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの	自転車 トロッコ 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	その他の車 両及び運搬具
	鋼船					
			二〇 八 〇 五	五 五	二 六 五 四	四 七

A [日法九七七二・三] ⑩

工具	測定工具及び検査工具(電気又は)	その他の船	昭和三十二年法律第四十六号(第四十條から第四十條までの適用を受ける船舶)	昭和三十二年法律第四十六号(第四十條から第四十條までの適用を受ける船舶)	鋼船 しゆんせつ船及び砂利採取船 ひき船 その他のもの 木船 しゆんせつ船及び砂利採取船 ひき船 その他のもの モーターボート その他のもの	その他の船
			昭和三十二年法律第四十六号(第四十條から第四十條までの適用を受ける船舶)	昭和三十二年法律第四十六号(第四十條から第四十條までの適用を受ける船舶)		
			一五 一四 一二	一〇 一	二 〇 七	五 四 八 六 五

電子を利用するものを含む)	治具及び取付工具	型(型わくを含む)鍛圧工具及び打抜工具	切削工具	金属製柱及びカッペ	前掲のもの以外のもの	前掲の区分によらないもの	器具及び備品
		プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの			白金ノズル その他のもの	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	家具、電気機器(ガス機器を含む)及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く)
三		三二	二	三	一三 三	一三 四八	

児童用機及びびいすラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	冷房用又は暖房用機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	食事又はちゆう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	膳写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書用のもの	事務機器及び通信機器
									電子計算機 パーソナルコンピュータ(サイバー用のものを除く) その他のもの	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの
五	六	三	三	三	二五	一五	五二	八五	五三	五四

A [日法九七七二・三] ⑩

時計、試験機器及び測定機器	光学機器	看板及び広告器具	容器及び金庫	その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	時計 度量衡器 試験又は測定機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 顕微鏡その他の機器	看板 模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	ポンプ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他
一〇六	八五	二五	一〇六	六五	五〇	八五	二五	一〇六

A [日法九七七二・三] ⑩

消毒殺菌用機器	手術機器	血液透析又は血しより交換用機器	ハバードタンクその他の作動部分有する機能回復訓練機器	調剤機器	歯科診療用ユニット	光学検査機器	ファイバースコープ	その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	その他のもの	陶磁器製又はガラス製のもの
二〇五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ及びレコードシート及びロープ	自動販売機(手動のものを含む)焼却炉	二二 五五
主として金属製のもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
前掲する資産のうち、当該資産に属する耐用年数に定めておらず、前掲のもの及び前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	一五 八

注一 次の表の上欄に掲げる構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

構築物又は機械及び装置	耐用年数 (年)
-------------	-------------

水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう	五八
水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管附属設備	三八
水道用又は工業用水道用機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減菌設備	一六

二 取得価額が二十万円未満である有形固定資産の全部又は特定の一部を一括して償却する場合の耐用年数は、三年とする。

三 耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産の耐用年数は、その取得後耐用可能と見積られる年数によるものとする。ただし、当該見積年数によらず、本表に定める耐用年数によることができる。

四 本表に掲げられていない有形固定資産の耐用年数は、本表に規定する耐用年数に準じた耐用年数又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一及び別表第二に規定する耐用年数によるものとする。

「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」 (平成24年10月19日付総財公第99号) 別紙2

構築物		車両及 運搬 具	機械及 装置
引湯管 庭園	下水道のもの	特殊自動車(この項には機械及び装置の自走式作業用機械を含まない)	冷凍、製氷又は冷蔵用設備 砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設備 ブルドーザー、パワーショベル
下水管渠、人孔及び井 阻水扉及び防潮扉 処理設備 送泥管 濾床 消化槽 ガス槽	モーターサイバー、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装した小型車(総排気量が二リットル以下のものをいう。)	結水かん又は凍結さし その他の設備	
三一〇	三〇〇 四〇〇 三三〇 三五〇 五〇〇	四 三	一 五 三
			八

その他の自走式 作業用機械設備	その他建設工業 設備	測量用設備	荷役又は倉庫業 用設備	ホテル又は旅館 用設備	公共浴場設備	遊園地用遊戯設 備(原動機付の ものに限る。)	下水道用のもの
排砂管又は可搬式コンベヤ アスファルトプラント又は パッチャープラント その他の設備	カメラ その他の設備	移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備	引湯管 その他の設備	かま及び温水器 その他の設備	ポンプ設備 減菌設備 計量器 荷役設備 処理機械設備		
五	三	七六	七五	二〇七	九五	八三	九

種 類	建 物	細 目	耐用 年 数(年)
構造又は用途	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの 旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 魚市場用又はと畜場用のもの 公共浴場用のもの	四〇 四〇 五〇 四〇
	れんが造、石造又はブロック造のもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場用のもの 公共浴場用のもの	四 五 五〇
	金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る)	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場用のもの 公共浴場用のもの	三 五 三二

建物附 属設備	木骨モルタル造 (簡易木骨モルタル造を除く)のもの	木造(簡易木造を除く)又は合成樹脂造のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超える四ミリメートル以下のものに限る。)
アーケード又は日よけ設備	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場用のもの 公共浴場用のもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場用のもの 公共浴場用のもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場用のもの 公共浴場用のもの	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの 魚市場用又はと畜場用のもの 公共浴場用のもの
主として金属性のもの その他のもの	二〇 三六	二 二 五八	二〇 二〇 八〇	二 二 二八 二八
	一 八五			

別紙2

器具及び備品					
家具、電気機器（ガス機器を含む）及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）					
光学機器					
望遠鏡					
陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） じゅうたんその他の床用敷物 接客業用又は劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの					
たまつき パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具					
八	五	一八五	六三	四	一八七
二					

生物		
植物 動物 魚類 鳥類 その他のもの	ご、しょうぞ、まめじやん、 その他の遊戯具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 五〇
八四二		

資産の再評価

地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため政令で定めるところにより、再評価しなければならない(地方公営企業法附則第2項)。

[背景]

通常、資産の評価は取得原価主義によるものであるが、戦後のインフレによる物価急騰を受け、資産価値の増大をもたらしたので、資産の原価を修正し、正しい減価償却を計算して、正確な損益計算を行うことができるように、時価に合うように資産の価値を調整することが必要となった。

○地方公営企業の資産の再評価に関する事項について、地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第73号)で規定。

・再評価の対象となる資産

昭和27年3月31日(再評価基準日)に有していた資産(預金、貯金、有価証券、原材料、製品等を除く)

【具体例】

・法を適用する日 昭和42年4月1日

・取得価額 200万円 ・取得時期 昭和21年 ・耐用年数 40年 ⇒再評価倍数 15

①再評価基準額の算出

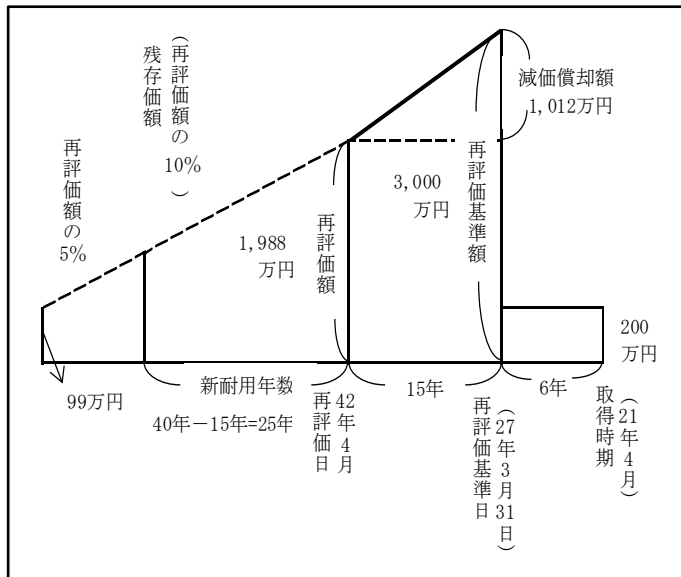
資産の取得価額にその取得の時期及び耐用年数に応じて定められた再評価倍数を(別表第1)乗じて算出。取得価額 200万円 ×再評価倍数 15 = 再評価基準額 3000万円

②再評価額の算出

①で算出した再評価基準額を基準として、昭和27年4月1日から再評価日(法を適用する日【42年4月1日】)までの期間に応じて減価償却額を控除して、再評価日現在における再評価額を算出。

再評価基準額 3000万円 - 減価償却額* 1012万円 = 再評価額 1988万円

*減価償却額 = 再評価基準額 × 9/10 × 償却率 × 経過年数 (S27~S42)



不明資産の取扱い(マニュアル)

『簡易水道事業法適化マニュアル』(平成15年3月) (抄)

Ⅲ 資産評価

(1) [略]

(2) 取得時期の把握

① 原則

固定資産の取得時期は、原則として当該資産の所有権を取得した日の属する時期をいうものであり、具体的には次のとおりである。

i)～iii) [略]

② 取得時期の不明な資産の取扱い等

取得時期の不明な資産は、再評価基準日(昭和27年3月31日)以前に取得した資産については、再評価則第6条の規定により、次のいずれかーに掲げる時期をその取得の時期とみなすこととする。また、昭和27年4月1日以降に取得した資産の取扱いについては特段の定めがないが、再評価則の基準と同様に考えることが適当であるから、再評価則第6条に準じて、次のいずれかーに掲げる時期をその取得の時期とみなすこととする。

i) 当該資産について最も古い記録がある時期

ii)・iii) [略]

(3) 取得価額の把握

① 原則 固定資産の取得価額は、原則として次のとおりである。

i)～iii) [略]

② 取得後に改良又は撤去等があった場合 [略]

③ 取得価額の不明な資産の取扱い

取得価額の不明な資産は、再評価基準日(昭和27年3月31日)以前に取得した資産については再評価則第7条により、次に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすこととする。

また、昭和27年4月1日以降に取得した資産の取扱いについては特段の定めはないが、再評価則の基準と同様に考えることが適当であることから、再評価則第7条に準じて、次の i)～v) に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすこととする。

i) 当該資産について最も古い記録に記載された価額

ii)～v) [略]

④ 取得時期及び取得価額の不明な資産について

取得時期及び取得価額の不明な資産については、取得時期の不明な資産の取得時期の決定方法によりその取得時期を定めた後、取得価額の不明な資産の取得価額の決定方法によりその取得価額を定めることとする。

※ 『下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル』(昭和63年3月) においても同趣旨の記載あり

(参考) 取得の時期等が不明な資産の取扱いについて

地方公営企業資産再評価規則

(取得の時期の不明な資産)

第六条 取得の時期の不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。

- 一 当該資産について最も古い記録がある時期
- 二 当該資産について、その令附則第六項の再評価基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を、当該資産を新たに取得した場合においてこれにつき通常の管理又は修理をなすものとして予測される使用可能年数から控除した年数を再評価基準日以前にさかのぼった時期
- 三 左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期
 - イ 当該資産の属する工場又は事業場において、事業設備として当該資産と一体をなす他の資産で、当該資産の取得の時期と同じ時期又はこれに近接する時期に取得したと認められるものの取得の時期
 - ロ 当該資産を有する者若しくは当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が有する同じ種類の資産で、その再評価基準日における現況が当該資産に類似するものの取得の時期
 - ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期
 - ニ 当該資産に表示されているその製作の時期
 - ホ 当該資産の属する工場若しくは事業場の建設の時期
 - ヘ 当該資産がその用に供されている事業の開始の時期
 - ト 当該資産の取得価額が明らかである場合において、その取得価額によつて推定される取得の時期

(取得価額の不明な資産)

第七条 取得価額の不明な資産については、左の各号に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすことができる。

- 一 当該資産について最も古い記録に記載された価額
- 二 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期と同じ時期に取得した当該資産に類似する他の資産の取得価額
- 三 当該資産の取得の時期における同じ種類の資産又はこれに類似する他の資産の価額
- 四 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期の前又は後三年以内に取得した当該資産に類似する他の資産で、その取得価額の明らかであるものの取得価額に左の算式により計算した数を乗じて算出した金額当該資産に類似する資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数÷当該資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数
- 五 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得価額

(取得の時期及び取得価額の不明な資産)

第八条 取得時期及び取得価額の不明な資産については、第六条の規定によりその取得の時期を定めた後、前条の規定によりその取得価額を定めなければならない。